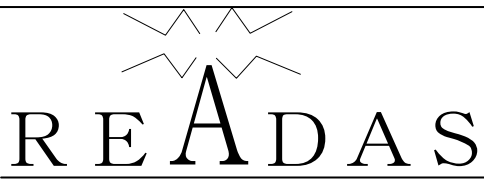


第 5681 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 3月30日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

商品や製品の売上計上時期

Q：商品の売上は、いつ計上するのですか？

A：商品等の棚卸資産の販売による収益は、原則として、販売した商品等を引き渡した日の事業年度において計上しなければなりません。

【解説】

税務上、商品や製品等の棚卸資産の販売による収益は、原則として、販売した商品等を相手方に引き渡した日の事業年度で収益として計上しなければなりません（割賦売上などで、本体部分と金利部分とを区分している場合であっても、収益の計上時期を区分することはできません）。

この場合、商品等の引渡しの日がいつであるかについては、出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検針等により販売数量を確認した日などにより、その判定を行うこととなりますが、その販売している棚卸資産の種類及び性質やその販売に係る契約に応じて、その引渡しの日として合理的と認められる日を選んで収益に計上すればよいこととなります。

また、これらの収益計上基準は、得意先ごと、または事業所ごとに異なる計上基準を採用することもできますが、一度採用した計上基準は、継続して適用しなければなりません。

